

田野町地域振興商品券事業実施要綱

令和6年4月1日 田野町要綱第7号

田野町地域振興商品券事業実施要綱（令和5年田野町要綱第19号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、原油高騰における光熱水費・物価高騰に直面する生活者に対する経済的負担軽減、地域内消費の喚起、地域経済の回復と活性化を目的とした田野町地域振興商品券（以下「商品券」という。）の交付について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）商品券 前条の目的を達成するために田野町（以下「町」という。）が発行する金券をいう。
- （2）指定店 商品券の取扱いができる事業所をいう。

（商品券の発行等）

第3条 町は、この要綱に定めるところにより商品券を発行する。

- 2 商品券の1枚あたりの額面は、500円とする。
- 3 発行対象者及び一人あたりに配布する商品券の枚数は、次のとおりとする。
 - （1）令和6年7月1日時点で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第5条に規定する住民基本台帳に登録されている住所へ世帯主宛てに送付するものとする。
 - （2）一人あたり5,000円とし、その内訳は全店舗共通券6枚及び小規模店舗専用券4枚の合計10枚とする。

（商品券の使用範囲等）

第4条 商品券は指定店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券の使用期間は、令和6年8月1日から令和6年12月31日までとする。
- 3 指定店は、取引に使用された商品券の券面金額の合計金額が取引の対価を上回るときは、商品券の使用者に対し、当該対価を上回る額に相当する金額の支払は行わないものとする。
- 4 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - （1）不動産、金融商品、医療費、たばこ
 - （2）商品券、プリペイドカードその他の換金性の高いもの
 - （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定に抵触するもの
 - （4）国税、地方税、使用料その他の公租公課
 - （5）その他、町が適当でないと認めたもの

（指定店の登録）

第5条 指定店として登録できる者は、田野町内において、事業所、店舗等を有する事業者とする。また、田野町住民基本台帳に登録があるもので、中芸地区内で事業を行っているものも対象とする。

- 2 指定店の登録をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、田野町地域振興商品券指定店登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、これまでに指定店登録を受けたことのあるものに関してはこの限りではない。
- 3 町長は、前項の規定による登録申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否について決定し、田野町地域振興商品券指定店登録証（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（指定店の責務）

第6条 指定店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 取引において商品券の受取りを拒まないこと。ただし、商品券の破損汚損等の程度が大きい場合はこの限りではない。
 - (2) 商品券の交換、譲渡及び売買は行わないこと。
 - (3) 町との適切な連携体制を構築すること。
- 2 町は、指定店が前項各号に反する行為を行ったときは、指定店の登録を取り消すことができるものとする。

（商品券の換金）

第7条 町は、指定店において商品券が使用された場合は、指定店に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、指定店は町地域振興課に田野町地域振興商品券換金請求書（様式第3号）と合わせて、受け取った商品券を提出し、券面記載の金額で換金を申し出るものとする。
- 3 換金の方法は、口座振込により行うものとする。
- 4 換金請求の期限は、令和7年1月20日までとする。

（禁止）

第8条 商品券を偽造し、又は不正に使用してはならない。

（破損の届出）

第9条 商品券を著しく破損または汚損したときは、速やかに町長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。